

一般社団法人日本考古学協会定款、規則、規定等一覧

(2010年9月30日現在)

目 次

規 則

1	入会審査規則	vii
2	会費規則	vii
3	総会運営規則	viii
4	理事選挙規則	viii
5	理事会運営規則	ix
6	旅費規則	ix
7	埋蔵文化財保護対策委員会規則	ix
8	常置委員会及び小委員会設置規則	x

規 定

9	『日本考古学』投稿規定	xi
10	特別委員会規定	xii
11	埋蔵文化財保護対策委員会規則施行規定	xii
12	常置委員会及び小委員会設置規則施行規定	x iii
13	日本考古学協会賞規定	x iv

内 規

14	慶弔に関する内規	x v
15	会務に関する内規	x v
16	新入会員資格基準に関する内規	x vii

基 準

17	会費免除期間の基準	x viii
18	旅費基準	x viii

1 入会審査規則

2006年5月27日 制定 第72回総会

2009年5月30日 法改正に伴う一部改正 第75回総会

(入会資格)

第1条 一般社団法人日本考古学協会の目的に賛同し、研究者として自覚をもち、協会が定める入会資格基準を満たす者は、入会することができる。

(入会申請)

第2条 入会を希望する者は、定款第11条に基づき、入会申込書及び業績資料、そして会員の推薦がある場合は、推薦書を添えて、会長に申し込む。

(審査委員)

第3条 会長は、会員中から若干名を、入会資格審査委員に委嘱する。委員の委嘱は、年度ごと行う。

2 審査委員の再任は妨げないが、引き続いて3期以上委員となることはできない。

(審査)

第4条 入会資格審査委員会は、委員長を互選し、入会希望者の申請書類及び業績資料を審査する。

(意見聴取)

第5条 入会資格審査委員会は、一次審査を経た入会希望者のリストを全会員に通知し、会員からの意見を受け付ける。

(入会の決定)

第6条 入会資格審査委員会は、審査の結果を総会に報告し、総会は入会の可否を決定する。

(手続)

第7条 入会を認められた者は、所定の手続きを経て会員になる。

附 則 この規則は、公告の日から施行する。

2 会費規則

1948年4月2日 設立総会にて「会則」に会費に関する規定。金額申合せ

1973年12月 「会費に関する内規」制定

1986年4月26日 87年度から年額10,000円に 第52回総会

1999年5月22日 改正 第65回総会

2005年5月21日 法人化後の制定 第71回総会

2006年5月27日 改正 第72回総会

第1条 正会員の会費は、年額1万円とする。

第2条 会費は、前納するものとする。

第3条 会費を3年以上滞納した者は、正会員の資格を喪失する。

第4条 災害等により、甚大な被害を受けた会員に対して、別に基準を定め、本人の申し出に基づいて、一定期間会費を免除する。なお、日本考古学協会（非法人）において会費を免除されていた会員に対しては、引き続き会費を免除する。

附 則 本則の摘要は、2004年3月1日からとする。

この規則は、公告の日から施行する。

3 総会運営規則

1990年5月12日 「総会運営規定」制定 第56回総会
2006年5月27日 法人化後の制定 第72回総会
2009年5月30日 法改正に伴う一部改正 第75回総会

(総会の招集)

第1条 総会を招集するには、当該総会の日の3週間前までに、各会員に対して議事を示した書面を事務所の掲示板に掲示するとともに、会報に公告して通知しなければならない。

(議決権)

第2条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第3条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記録し、議長及び出席した理事は、これに署名しなければならない。

3 議事録は、会報で会員に告知する。

(その他)

第4条 その他、総会の運営に必要な事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び一般社団法人日本考古学協会定款による。

附 則 この規則は、公告の日から施行する。

4 理事選挙規則

1971年7月18日 「委員選挙規定」を制定
2004年10月25日 滋賀大会臨時総会で第4回改正
2005年5月21日 法人化後の制定 第71回総会
2009年5月30日 改正 第75回総会

第1条 正会員は、理事の選挙権と被選挙権を有する。立候補の有無にかかわらず本規則第7条により被選挙権のない会員を除くすべての会員に対し、投票することができる。

第2条 会長は選挙に際して、会員中から若干名を選挙管理委員に委嘱し、選挙管理委員会は委員長を互選する。

2 選挙管理委員の任期は2年とし、再任は妨げないが引き続いて3期以上委員となることはできない。

第3条 立候補あるいは候補を推薦する会員は、別紙様式による届及び立候補または推薦の800字以内の文章を添えて、選挙管理委員会に届け出る。

第4条 選挙管理委員会は、第3条の届け出に基づき選挙公報を作成して、有権者名簿とともに全会員に配布する。

第5条 投票は郵送による無記名投票とし、所定の投票用紙に15名以内の会員名を記する。

第6条 理事の定数を24名とし、そのうち23名を理事選挙で選出する。北海道・東北・関東(東京を除く)・東京・中部・近畿・中四国・九州沖縄の各地区の最高得票者8名及び各地区の最高得票者を除く得票上位15名を当選とする。得票同数の場合は抽選により当選者を決定する。ただし、辞退者あるいは中途退任者が出た場合は、順次繰り上げる。繰上当選者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、中途退任理事補欠に際しては、その地区に欠員が生じて、次点の者が繰り上がるものとする。

第7条 理事の再任は妨げないが、引き続いて3期理事となることはできない。

5 理事会運営規則

2006年5月27日 制定 第72回総会

- 第1条** 会長は、年に6回以上定期的に理事会を招集する。また、必要に応じて招集することができる。
- 第2条** 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議決することができない。
- 第3条** 理事会の議決は、出席理事の過半数とする。
- 第4条** 理事会の議長は、会長の指示のもとに総務担当の理事が務める。
- 第5条** 理事の会務分掌は、別に定める。

附 則 この規則は、公告の日から施行する。

6 旅費規則

1989年10月7日 「各種委員会開催に伴う交通費実費支給に関する内規」制定
2005年5月21日 法人化後の制定 第71回総会

- 第1条** 本会が主催する会議や事業等、もしくは本会が関わる会議や催し物等に、会長から参加の要請を受けた者には、別に定める基準によって、予算の範囲内において旅費を支給する。
- 第2条** 支給する交通費は、鉄道費・船賃・航空費・車賃等で、路程に応じた旅客運賃により支給する。
- 2 交通費の計算は、最も経済的・能率的な通常の経路・方法により旅行した場合による。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人の申出により、その額を減額することができる。
- 第3条** 第2条及び基準に該当しない事項については、その都度、会長・財務担当理事及び事務局長が協議して定めるが、原則として国家公務員の旅費に関する定め の範囲内で行う。

附 則 この規則は、2005年4月1日から施行する

7 埋蔵文化財保護対策委員会規則

1993年5月2日 制定 第59回総会
2002年5月25日 改正 第68回総会
2007年5月26日 法人化後の制定 第73回総会
2009年5月30日 法改正に伴う一部改正 第75回総会

(設置)

- 第1条** この規則は、一般社団法人日本考古学協会（以下「協会」という。）定款第29条第2項第8号の規定に基づき、埋蔵文化財保護対策委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものである。

- 2 委員会は、常置とする。

(目的)

- 第2条** 委員会は、埋蔵文化財が考古学研究の対象であるとともに人類のかけがえのない文化遺産であるとの認識のもとに、その保護対策を行うことを目的とするものである。

(委員及び組織)

- 第3条** 委員会に、全国より選任された委員を置く。
- 2 委員は、各都道府県3名以内及び会長が推薦する者若干名からなる。
- 3 委員への立候補を希望する者は、別紙全国委員立候補（推薦）届を埋蔵文化財保護対策委員選考準備

会（以下「選考準備会」という。）に届出るものとする。

4 委員の選任は、委員会活動に賛同する自薦又は、他薦の会員のうちから、選考準備会の選考を経て、会長推薦の者も含め理事会の承認を得て会長がこれを委嘱し、その名簿は、公告する。

5 選考準備会の委員は、その都度、会長が定める。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が任期中辞任したときは、補欠委員を置くことができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（旅費等）

第5条 委員は、無報酬とする。ただし、会議出席及び会務のため委員長の命を受けて出張した場合、旅費規則により旅費を支給することができる。

（委任）

第6条 この規則の運営に関し、必要な事項は、規定で定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公告の日から施行する。

（内規の廃止）

2 この規則の施行にあたり、埋蔵文化財保護対策委員会内規（1993年第59回総会制定）は、廃止する。

（すでに委員として委嘱を受けている者の任期）

3 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行にあたり、内規によって委員の委嘱を受けた者の任期は、内規によって委嘱された日からとする。

8 常置委員会及び小委員会設置規則

2007年5月26日 制定 第73回総会

2009年5月30日 法改正に伴う一部改正 第75回総会

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人日本考古学協会（以下「協会」という。）定款第29条第2項第8号の規定により協会の専門的事項を検討協議するための常置委員会及び小委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置及び解散）

第2条 委員会を設置するときは、単独で規則を定めて設置するものの他は、この規則によるものとする。

2 小委員会は、その設置期間が6年を超えないものとする。

3 委員会は、理事会議決を経てこれを設置し、総会にその設置を報告するものとする。

4 常置委員会は、設置の必要がなくなると判断されたとき、理事会の議を経て解散することができる。常置委員会が解散したときは、総会に報告するものとする。小委員会の解散は業務の終結をもってする。

（委員及び組織）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、特段の定めのあるものの他は、理事会の承認を経て会員の中から、会長が委嘱する。委員の定数は若干名とし、理事（常務理事を除く）、監事、又は他の委員と兼ねることができる。

2 関連科学及び関連業務分野に関して必要があると認められるときは、会員以外の者を委員として委嘱することができる。

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特別な理由があり、会長が必要と認めた場合を除き、連続して4期以上その職にあることはできない。

- 2 あて職の委員の任期は、本務の任期による。
- 3 委員が任期中に辞任したときは、補欠委員を置くことができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第5条 委員は無報酬とする。ただし、当該委員会に出席し、又は会長の命を受けて出張した場合、協会の旅費規則により旅費を支給する。

- 2 第3条第2項に定めのある委員は、第1項の定めにかかわらず、予算の範囲内において報酬を支給することができる。

(委任)

第6条 この規則の運営に関し必要な事項は、規定で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公告の日から施行する。

(規則等の廃止・一部改正)

- 2 この規則の施行にあたり、機関誌編集委員会に関する内規（1997年第63回総会制定）は、廃止する。
- 2-2 法改正により2009年5月30日名称変更
- 3 この規則の施行にあたり、理事会運営規則（2006年規則第3号）第6条及び第7条は削除する。

9 『日本考古学』投稿規定

1994年3月26日 制定

2006年5月20日 改正 『日本考古学』20号

2007年5月20日 改正 『日本考古学』23号

(投稿資格)

第1条 原則として日本考古学協会会員に限定する。但し、会員からの推薦があればこの限りではない。依頼原稿に関しても同様である。

(原稿の種類)

第2条 投稿原稿は、論文、研究ノート、研究動向、遺跡報告、書評とする。

(投稿手続)

第3条 投稿者は、必ず別紙「送り状」を添えて日本考古学協会事務局宛に送付する。非会員の投稿は、会員の推薦状を添付する。推薦状の書式は問わない。

(受付)

第4条 編集委員会が原稿を受け取った日を「受付日」とする。受付後、「預り状」を発送する。

(受理)

第5条 論文及び研究ノートなどの原稿はすべて、複数の査読委員による査読の結果を受けて、編集委員会で採否を決定し、掲載原稿についてはその段階で「受理」とする。なお、原稿の掲載時期についても編集委員会が決定する。

(別刷)

第6条 掲載者には、掲載雑誌3部と別刷50部を贈呈する。それ以外の別刷については、自己負担とする。

(著作権)

第7条 掲載原稿の転載は、原則として1年間は控えることとし、転載にあたっては必ず当協会の承諾を得るものとする。ただし、論文要旨については、この限りではない。

10 特別委員会規定

1971年7月18日 制定

第1条 特別委員会の設置は、全国的な規模あるいは共通する重要課題について会員相互が協力して研究を行う場合に、総会の議を経て決定する。その場合、あらかじめ研究・事業の目的・研究計画・研究予定期間・経費・提案者 名を記した書面をもって会長へ届け出る。

第2条 特別委員会の構成員は、原則として公募制とする。

第3条 研究・事業の成果は逐次総会・大会で発表し、資料の公開・刊行物の配布（有償可）に努力する。

第4条 特別委員会は必要により、構成員から連絡調整費を徴収することができる。また経費は本会運営費、寄付金ならびに各種学術奨励金（含科学研究費）等をもってあてる。

11 埋蔵文化財保護対策委員会規則施行規定

2007年5月29日 法人化後の「埋蔵文化財保護対策委員会規則」制定に伴い制定

2009年5月30日 法改正に伴う一部改正 第75回総会

第1条 この規定は、埋蔵文化財保護対策委員会規則（2007年規則第1号、以下「規則」という。）の施行に関し、規則第3条及び第4条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

第2条 埋蔵文化財保護対策委員会（以下「委員会」という。）に次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、補欠の役員を委嘱するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 書記 若干名
- (6) 幹事 15名以内（地域連絡会幹事を含む）

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 事務局長以下の役員は、委員の中から委員長が指名して定める。

第3条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を統括する。

第4条 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第5条 事務局長は、委員長の命を受けて会務をつかさどる。

第6条 事務局次長は、事務局長を補佐する。

第7条 幹事は、会務を執行する幹事会の構成員となり、幹事会は、すべての役員がその構成員となる。

第8条 委員会内に地域連絡会を設けることができる。その地域は、都道府県を超えた地域とする。

第9条 委員会の会議は、年1回定時に、一般社団法人日本考古学協会総会開催時と合わせて開催するほか、必要により開催することができる。

第10条 委員会の事業として、埋蔵文化財保護対策に関する検討・協議・保存要望、委員の見学会、研修会その他必要な事業を行うことができる。

第11条 規則第3条第3項に規定する埋蔵文化財保護対策委員選考準備会の運営については、常置委員会及び小委員会規則施行規定（2007年規定第2号）に準拠するものとする。

第12条 この規定にない事項は、委員長が定める。

附 則 この規定は、公告の日から施行する。

12 常置委員会及び小委員会設置規則施行規定

2007年5月29日 法人化後の「常置委員会及び小委員会設置規則」制定に伴い制定

2009年5月30日 法改正に伴う一部改正 第75回総会

- 第1条** この規定は、常置委員会及び小委員会規則（2007年規則第2号、以下「規則」という。）の施行に関し、規則第3条及び第4条の規定に基づき必要な事項を定める。
- 第2条** この規定による常置委員会及び小委員会（以下「委員会」という。）は、別表に掲げるものとする。
- 第3条** 常置委員会に委員長及び必要な役員、小委員会に委員長又は座長（以下「委員長」という。）及び必要な役員を置く。役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、補欠の役員を任命するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第4条** 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出し、他の役員は、委員長の指名による。委員長に事故あるとき、これに代わる者をあらかじめ定めておかなければならない。
- 第5条** 委員長は、委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 第6条** この規定にない事項は、委員長が定める。
- 第7条** この規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規定は、公告の日から施行する。

（内規の廃止・一部改正）

- 2 この規定の施行にあたり、国際交流小委員会設置要綱（1999年7月24日、非法人・日本考古学協会委員会において制定）は、廃止する。
- 3 この規定の施行にあたり、会務に関する内規（2004年6月25日、協会理事会において非法人・日本考古学協会制定内規の改正内規）中、常置委員会表の「機関誌編集委員会」の項目及び第3項を削除し、以下を繰り上げる。

別 表

番号	委員会の名称	業 務	区 別	期 限
1	機関誌編集委員会	機関誌の編集に関すること	常置委員会	
2	国際交流委員会	国際研究交流に関すること	常置委員会	
3	研究環境検討委員会	協会員に関わる研究環境の整備に関する こと	常置委員会	
4	社会科・歴史教科書等 検討委員会	教科書における考古学関連記載に関する こと	常置委員会	
5	広報委員会	広報活動に関すること	常置委員会	
6	協会図書対応検討小委 員会	協会図書の寄贈方法及び寄贈先の検討に 関すること	小委員会	業務完了まで
7	協会将来構想検討小委 員会	一般社団法人移行に際し協会の将来構想 検討に関すること	小委員会	業務完了まで

13 日本考古学協会賞規定

2010年5月22日 制定 第76回総会

(目的)

第1条 この規定は、日本考古学協会（以下、本協会という。）が、考古学研究の活性化並びに考古学の啓発と普及、人材の育成、社会貢献の増大などを目的に考古学上の業績、及び関連諸分野における考古学関係の業績を賞するためのものである。

(協会賞の種類)

第2条 日本考古学協会賞は、前条の目的に適合した業績に対して授与することとし、次の3種類とする。

- (1) 日本考古学協会大賞
- (2) 日本考古学協会奨励賞
- (3) 日本考古学協会特別賞

(協会賞の選考対象)

第3条 大賞・奨励賞の選考対象は、本協会の告知に基づいて自薦・他薦で応募した、総会開催前年（1月1日～12月31日）に発表された次の業績を対象とする。

- 2 大賞は、本協会の機関誌『日本考古学』をはじめ国内外で発表された論文・調査報告書など、及び本協会の目的の達成に寄与した社会貢献などの、個人または団体の業績を対象とする。
- 3 奨励賞は、機関誌『日本考古学』や『日本考古学年報』など本協会の刊行物、並びに他の機関の刊行物に発表された論文・報告・研究ノート・発表要旨などの、個人または団体の業績を対象とする。
- 4 特別賞は、第1条の推進のために、文化功労者表彰・文化勲章受章などの国内外の榮譽を得た業績を対象とする。

(資格)

第4条 大賞・奨励賞の受賞資格は、考古学を研究対象とする者とし、本協会の会員であることの有無を問わない。

- 2 特別賞の受賞資格は、本協会の会員とする。

(選考方法)

第5条 大賞・奨励賞は、本協会会長が委嘱する委員で構成する選考委員会において原案を作成し、理事会で決定する。選考委員会の委員は、選考委員会内規に基づき、委嘱する。

- 2 特別賞は臨時のものとし、その選考は本協会理事会で行う。

(授与)

第6条 協会賞は、毎年の総会において、受賞者に対し正賞（表彰状）及び記念品を授与する。

(授賞の取消)

第7条 受賞者が次のいずれかに該当する場合は、理事会の議を経たうえで授賞を取り消すものとする。

授賞取り消しの通告を受けた受賞者は、正賞などを返還するものとする。

- (1) 盗作などによって他の研究者の業績を剽窃したことが判明したとき。
- (2) 本協会の名誉を著しく毀損する行為が判明したとき。

(規定の改廃)

第8条 本規定の改廃は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附則 この規定は、2010年5月22日から施行する。

14 慶弔に関する内規

1981年12月25日 制定

2009年5月30日 法改正に伴う一部改正 第75回総会

- 第1条** 一般社団法人日本考古学協会（以下、「本会」という。）の会員が、顕著な学問的な業績によって、国又は地方公共団体、若しくはこれに準ずる団体から表彰を受けたときは、本会は祝意を表すことができる。
- 第2条** 本会の会員が死亡したときは、本会は弔意（献花・弔辞など）を表すことができる。
- 第3条** 上記慶弔事例を知りえた最寄りの会員は、本会の委員又は事務局に連絡すること。

15 会務に関する内規

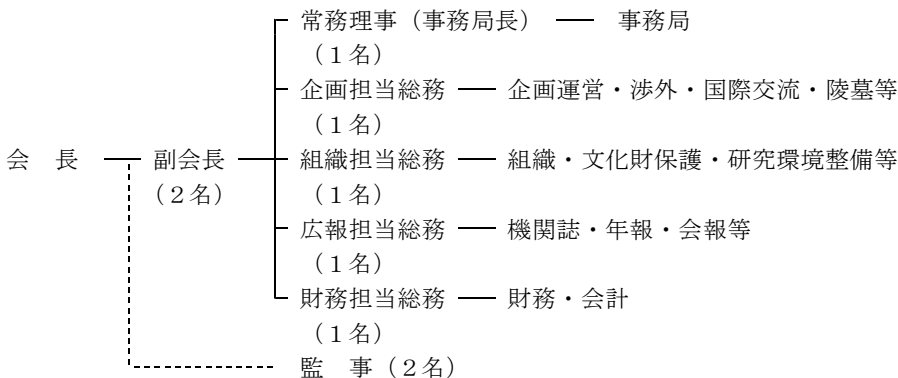
1981年12月25日 制定

2004年6月26日 法人化後に改正

2007年5月29日 改正

2009年6月4日 改正

- 第1条** 会長は、会務執行のため各担当理事に対し、必要事項の検討・立案・実行を要請する。
- 第2条** 各担当理事は、事業について立案・提案・実行・責任を分担する。
- 第3条** 正副会長及び総務担当理事並びに常務理事は、総務会を構成し、会務の円滑な運営をはかる。
- 第4条** 理事会の構成は、次のとおりである。



- 第5条** 理事の会務分掌は、別表のとおりとする。
- 第6条** 各部門の担当理事は、分掌事項の担当責任者を定めておくものとする。
- 第7条** 各部門及び複数の部門が共同して、必要に応じて常置委員会・小委員会・特別委員会を設置することができる。

附 則 この内規は、2009年1月24日から施行する。

別 表

会 務 の 部 門	分 掌 事 項
<p>総 務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 会務全般の進行・調整に関すること 2 理事会、総務会の開催・運営に関すること 3 総会・大会の開催に関すること 4 その他必要な事項に関すること
<p>企 画 (企画・運営)</p> <p>(渉 外)</p> <p>(陵 墓)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総会の開催・企画・運営に関すること 2 大会の開催・企画・運営に関すること 3 公開講演会等の開催・企画・運営に関すること 4 その他の事業の企画・運営に関すること 5 日本学術会議等国内外の関連諸学協会との交流・連携連絡に関すること 6 陵墓問題に関する関連諸学協会との連携・連絡に関すること
<p>組 織 (組 織)</p> <p>(文化財保護)</p> <p>(研究環境整備)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事選挙に関すること 2 新入会員に関すること 3 協会組織の強化に関すること 4 定款・規則・規定・内規等に関すること 5 埋蔵文化財等の保護・活用に関すること 6 協会及び研究者の研究環境の整備・強化に関すること
<p>広 報 (機関誌)</p> <p>(年 報)</p> <p>(会 報)</p> <p>(公開等)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 『日本考古学』の編集・刊行に関すること 2 『日本考古学年報』の編集・刊行に関すること 3 『日本考古学協会会報』の編集・刊行に関すること 4 公式サイト・記者会見等、協会の情報公開に関すること 5 考古学資料の研究開発・公開・活用に関すること
<p>財 務 (財務・会計)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 会計処理に関すること 2 協会財政に関すること 3 研究助成金に関すること 4 入札に関すること
<p>常 務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 会の総務に関すること 2 理事間の連絡調整に関すること 3 事務局に関すること

16 新入会員資格基準に関する内規

1961年2月15日 『彙報』21号に推薦基準を掲載

1973年12月11日 制定

2002年5月25日 第7回改正 第68回総会

2004年6月26日 法人化後の制定

2009年5月30日 法改正に伴う一部改正 第75回総会

(入会資格)

第1条 一般社団法人日本考古学協会の目的に賛同し、研究者としての自覚をもち、現在並びに将来にわたって研究活動を続けていく者は入会資格審査を受けることができる。

(年齢制限)

第2条 被審査者は、年齢満25歳以上の者とする。

(業績審査の基準)

第3条 入会のため審査を受けようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの業績を有する者とする。

- (1) 著書(単著) 1冊以上。
- (2) 研究論文(単著もしくはfirst authorのもの) 1篇以上。
- (3) 調査報告書・展覧会解説書等で、本人が主体となって執筆・編集したものの1篇以上。
- (4) 資料紹介・研究ノート・書評・翻訳を3篇以上。ただし、書評のみでは認められない。
- (5) 上記(1)から(4)に準ずるもので分担執筆したものの3編以上。

(業績目録)

第4条 業績目録(様式1)は、第3条(1)から順に記載すること。

2 提出資料は、業績目録に記載したもののうち5点までとし、コピーも可とする。

(論文の種類)

第5条 研究論文は次の2種類とする。

- (1) 考古学の方法論に基づくもの。
- (2) 考古学と関連諸科学を総合したもの。

2 レフリー制のものは、「レフリー制」と論文名の頭に朱書きすること。

(要約等)

第6条 日本語以外の言語で書かれたものには、日本語または英語の要約を添付することとする。

2 電子出版物は、媒体及びプリントを提出すること。

(審査基準から外れるもの)

第7条 次のものは業績と認めない。

- (1) 手書き・パソコン等による手製の印刷物。
- (2) 軽易なパンフレット類。
- (3) 単なる経過報告・図面・データ等、学術的意味の乏しいもの。
- (4) 印刷中のもの。
- (5) 口頭発表によるもの。
- (6) 発掘調査の参加歴。
- (7) 分担執筆の範囲が明確でないもの。ただし、関係者による範囲の証明があれば可。

(資格の喪失)

第8条 履歴・業績等を故意に偽った場合には、判明した段階で会員としての資格を失うことがある。

17 会費免除期間の基準

2005年5月21日 法人化後の「会費に関する規則」制定に伴い設置

第1条 会費規則第4条に定める災害等による被害会員に対する会費免除の期間は次のとおりとする。

(1) 全壊・全焼・大規模半壊等の場合。 10年間

(2) 半壊・半焼・一部損壊等の場合。 5年間

第2条 協会が配布した刊行物が滅失した場合には、在庫の範囲内で再配布する。

附 則 この基準は、2004年3月1日から適用する。

18 旅費基準

1989年10月7日 「各種委員会開催に伴う交通費実費支給に関する内規」制定に伴い設置

2005年5月21日 法人化後の「旅費規則」制定に伴い設置

第1条 航空運賃・鉄道の急行料金等（指定席を含む）を支給するのは次の場合である。

(1) 飛行機は、飛行区間が片道750km以上の場合、もしくは鉄道・陸路・海路の片道所用時間が6時間を超える場合。

(2) 新幹線は、乗車区間が片道100km以上の場合。

(3) 在来線及び私鉄線の特別急行・急行等は、乗車区間が片道50km以上の場合。

第2条 旅費規則の定めにかかわらず、総・大会開催時に開催地において開かれる各種会議に参加するための旅費は支給しない。

附 則 この基準は2005年4月1日から施行する。